

一般廃棄物処理基本計画（原案）に関する各委員からの御意見
（第5回WG、第6回検討委員会以降）

項目	意見	回答
第1章 基本計画の改定について	<p><1>清掃事業の区移管に伴う都と特別区の役割分担については、「地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」（平成12年3月28日 都区協議会決定）で定められている。この中で、都の役割は「廃棄物等の埋立処分計画の策定」、「新海面処分場（中防外側処分場を含む）の整備・管理・運営」となっており、「最終処分場の延命化に寄与する施策の実施」、「新海面処分場後の処分場の確保」等は各区の役割となっている。</p> <p>しかしながら、「清掃一組・23区・東京都の役割」とのタイトルが付いた図-1-1中で、東京都の欄は単に「ごみの最終処分」と記載されていることから、ごみの最終処分は全て都の責任であるとの大きな誤解を与える表現となっている。（P2）</p> <p>このため、23区の欄に、「新海面処分場後の処分場の確保」を追加するとともに、都の欄を「新海面処分場（中防外側処分場を含む）でのごみの最終処分の受入」に修正していただきたい。</p> <p>また、本文についても、こうした趣旨を踏まえ、次の例のように修正をしていただきたい。「清掃事業の区移管に伴い、23区の清掃事業は各区が収集・運搬から最終処分までの責務を負うこととなったが、中間処理については一部事務組合を設立して実施し、最終処分については引き続き都の処分場を使用することとなった。このため、一般廃棄物の～行われています。」</p>	<p>「清掃事業の役割分担について、誤解を与える表現となっているため修正してほしい」との御意見につきましては、以下のとおり修正しました。</p> <p>図-1-1は現状の役割分担の状況を示したのですが、東京都の記載については誤解を与える可能性があるため「<u>新海面・中防外側処分場でのごみの最終処分(23区・清掃一組の委託)</u>」と修正しました。23区の役割については、現状についての記載であるため、原案のままとしました。</p> <p>本文についての修正は、第1章は原案のままとし、「第7章 最終処分場の延命化」に趣旨を踏まえた内容を追加しました。</p> <p>第7章 最終処分場の延命化 1行目～ <u>ごみの最終処分は現在、東京都の新海面・中央防波堤外側埋立処分場を使用していますが、その後の処分場については、23区が確保する必要があります。しかしながら、東京港内に新たな処分場を確保することは極めて困難であるため、現在の処分場をできる限り長く使用できるようにしていくことが23区、清掃一組にとって最も重要な責務となっています。このようなことから、本計画では、限りある最終処分場の延命化のため…</u></p>
第6章 施設整備計画	P18 1の(1)ーイの「隣接する施設については…」の脈絡が理解しにくい。	<p>「脈絡が理解しにくい」との御意見につきましては、以下のとおり修正しました。</p> <p>「各施設の整備時期については、財政負担の低減・平準化に<u>配慮します</u>。また、隣接する施設については、<u>できる限り整備時期が重ならないようにすることで、収集運搬の効率性に配慮します。</u>」</p>

項目	意見	回答
第6章 施設整備計画	<p>[参考期間について] 「この時期にも安定したごみ処理を行うためには、…今後のごみ量の推移を見ながら23区と共にごみ量削減について検討を進めていく必要があります。」とありますが、21ページの見込では47年度以降焼却余力が極端に低下する見込となっており、一層のごみ減量が安定処理のために不可欠となっている。このため、「検討を進めていく必要があります。」程度の表現ではなく、中間処理の責任を持っている一組としては、23区に一層のごみ量削減を求めていく、というより強い表現にする必要があるのではないかと。一組の立場から23区に対し一層のごみ量削減を強く求めるべきである。(P.20)</p>	<p>「一組の立場から23区に対し一層のごみ量削減を強く求めるべきである。」との御意見につきまして、以下のとおりと考えます。</p> <p>参考期間については、平成41年のごみ量を横引きして現状の施設規模を前提として焼却余力などをイメージとして示したものであり、多くの仮定の中で作成されたものとなっております。</p> <p>23区はそれぞれごみ減量の目標を立て、削減に向けて取り組んでおり、目標値は一組のごみ量予測を下回っていると推定しています。一組のごみ量予測は、処理すべきごみ量を検討するものであり、各区のごみ減量施策の結果としてのごみ量実績を勘案して行っているため、各区の目標値を合計したものとはなりません。各区の目標が達成されれば、一組の予測値もさらに低いものとなります。</p> <p>こうしたことから、現時点では各区のごみ減量施策の結果としての実績とごみ処理能力の推移を見ながら、必要に応じて23区とともに削減について検討を進めることを基本としておりますので、ごみ量削減については原文のままとしました。</p>
第6章 施設整備計画	<p>[参考期間について] 「大規模工場の延命化後の更新規模の見直しなど、施設規模の極端なアンバランスの解消に取り組むことが、将来にわたる安定したごみ処理と大規模地震発生時のリスク分散の観点から重要です。」と記載されているが、現行計画の「湾岸地域の一部清掃工場の整備計画変更や焼却炉の休止で全体の焼却能力を絞る必要があります。」という表現に比べてやや具体性に欠ける表現になっている。2月7日のワーキンググループ会議で示された資料3に記載されている「施設整備に係る課題(次回の計画改定に向けて)」に記載されているように新江東の規模縮小や湾岸部と内陸部のアンバランス解消など、具体的なアンバランスの解消について記載するべきではないか。(P.20)</p>	<p>「2/7WG資料にあるように、具体的なアンバランス解消について記載すべきである」との御意見につきましては、以下のとおりと考えます。</p> <p>2月7日WGの後の検討委員会において、「施設整備に係る課題(次回の計画改定に向けて)」については、「基本的に計画期間以降のことを記載することはおかしいと思うが、将来的に問題があるというなら簡潔に記載する。」ということでまとまりました。こうしたことから「参考期間について」として、簡潔にまとめたものです。</p> <p>今回の改定計画では、平成6～15年にかけて集中的、大量に整備した施設が30年代中盤以降、耐用年数を迎えるため、延命化手法などを導入し、整備時期の平準化を図りましたが、施設規模のアンバランス解消には取り組めませんでした。</p> <p>しかしながら、アンバランス解消は、23区の負担の公平とともに長期的にごみ処理を安定化するために重要な事項であり、引き続き取り組む必要があることから、ご意見を踏まえて修正をしました。</p> <p>[参考期間について]の6行目 また、施設整備の面では、将来にわたる安定したごみ処理と大規模地震発生時のリスク分散の観点から、大規模工場の延命化後の更新規模の縮小など、施設規模の極端なアンバランスの解消に引き続き取り組んでまいります。</p>

項目	意見	回答
<p>その他 災害時 の焼却 余力の 考え方</p>	<p>災害時の焼却余力の考え方について、仮設焼却炉の立地が困難であることを考慮すると、強靱化の一環として、積極的に余力を確保すべきだと思うがどうか。</p>	<p>「強靱化の一環として余力を確保すべきだ」との御意見につきましては、以下のとおりと考えます。</p> <p>本計画の施設整備計画では、現有施設の処理能力を全て活用することで、計画期間中の必要な焼却余力を確保できることとなりました。従って、計画期間中において、災害廃棄物の処理が可能となるような更なる余力はありませんが、平成30年代前半までは、余力に若干の余裕があることから、発災時には、これらを活用するとともに、着手していない建替工事や延命化工事については延期するなど、施設整備計画を見直し、処理能力を確保することになると考えています。</p> <p>しかしながら、大量の可燃性災害廃棄物を処理するためには、それでも焼却能力が不足すると考えられますので、仮設焼却炉の設置や広域処理についての検討は必須であると考えています。</p> <p>災害時の焼却余力については、現在、明確に示されたものではなく、仮に余力を持つ場合はコスト増となるため、今後、国が策定するとしている大規模災害発生時の災害廃棄物対策の行動指針や地域の実情に合わせた行動計画を策定する中で、検討するものと考えております。</p> <p>今後、23区のごみ量や施設整備計画の進捗状況を見ながら、国等の動向にも注視し、災害廃棄物の円滑で迅速な処理について検討してまいります。</p> <p>なお、災害廃棄物を処理するために必要となる破碎・選別施設については、不燃・粗大施設整備計画において、中防不燃ごみ処理センター第二プラントや粗大ごみ破碎処理施設を廃止せず、当面、休止として、大規模災害発生に備えることとしています。</p>